

## (教育委員会（校園）) 納食調理業務補助員(会計年度任用職員)要綱

### 1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、(教育委員会（校園）) 納食調理業務補助員(会計年度任用職員)（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考(採用申込書による)
- ② 面接

### 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

【月額】

- ・ 1日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日

【日額】

- ・ 1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 1 日又は週 2 日の勤務日（ただし、週の勤務時間が 15 時間以内）

【時間額】

- ・ 1日 4 時間以内の勤務時間で週 1 日～週 5 日の勤務日（ただし、週の勤務時間が 15 時間以内）

「勤務時間」

【月額】

午前 8 時 30 分～午後 3 時 45 分の間で 6 時間（休憩時間 45 分）

【日額】

午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）

【時間額】

午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分の間で 1 時間単位（最長 4 時間勤務）

「休憩時間」

午前 11 時～午後 2 時までの間で 45 分

※ただし給食実施日は午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分に置くものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。